

## マネジメント体制

野村不動産グループのCSRとは、事業を通じて新たな価値を創造し、持続可能な社会の実現に貢献していくことです。

その実現に向けて、経営の健全性と透明性を高め、高い倫理観に基づいた事業活動を推進するため、コーポレートガバナンス、コンプライアンスおよびリスクマネジメントをCSR推進基盤と位置付け、体制整備と強化を図っています。



### ▶ コーポレートガバナンス

### ▶ コンプライアンス

- ▶ 方針・体制
- ▶ コンプライアンス推進の取り組み

### ▶ リスクマネジメント

- ▶ 基本的な考え方と体制
- ▶ 緊急時対応・BCP

## コンプライアンス

### 方針・体制

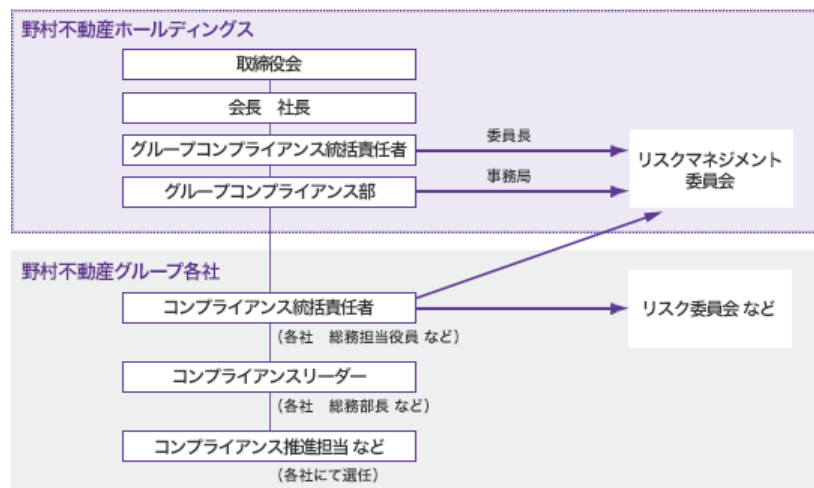
#### 野村不動産グループ倫理規程

当社グループでは、「野村不動産グループ倫理規程（以下、「倫理規程」）」を制定し、グループ役職員が順守すべき基本的な規範を定めています。

#### コンプライアンス推進体制

野村不動産ホールディングスに「リスクマネジメント委員会」および「グループコンプライアンス部」を設置し、コンプライアンス体制の構築と整備を行っています。また、グループ各社において「コンプライアンス統括責任者」および「コンプライアンスリーダー」を選任し、グループ会社への浸透に努めています。

野村不動産グループ コンプライアンス体制



#### リスクホットライン

当社グループでは、社員の内部通報窓口として「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置しています。社内役員と外部弁護士の二つの窓口を用意しており、コンプライアンス上の問題があるにもかかわらず職場での解決が図られない場合などに、社員は、任意のこれら二つの窓口に通報することができます。

## コンプライアンス推進の取り組み

---

### ■ コンプライアンスプログラム

当社グループは、「コンプライアンスプログラム」を策定し、年間を通して研修を行っています。「コンプライアンスアワー」は、インターネットを通じてグループ各社の役職員に毎月配信されるプログラムで、コンプライアンスに対する意識向上につながっています。

### ■ 反社会的勢力との関係遮断

当社グループは、「倫理規程」において、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」ことを定め、反社会的勢力との関係を全て遮断することを基本方針としています。

この基本方針にのっとり、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、社内体制として、組織的な対応を推進するための統括部署および不当要求防止責任者を設置しています。また、弁護士や警察など外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための対応に取り組んでいます。

### ■ ソーシャルメディアに関する指針

当社グループでは、「ソーシャルメディア（SNS）の利用に関する指針」により、業務・業務外にかかわらず、SNSを利用する場合は「常に社会人としての自覚を持ち、高い倫理観に基づき、社会の良識に従って行動しなければならない」ことを定めています。

また、SNSを用いた情報発信時における注意事項やリスクなどについての啓発活動も、コンプライアンス教育プログラムなどで定期的に実施しています。

### ■ 公正、透明な競争ならびに適正な取引に関する方針

当社グループでは、「倫理規程」において、「公正な競争、適正な取引の実施」「透明性の高い取引の実施」など、取引先との公正な関係の維持について規定しています。また取引先を選定する際は、品質、価格、実績、信頼度などを総合的かつ公正に判断しています。

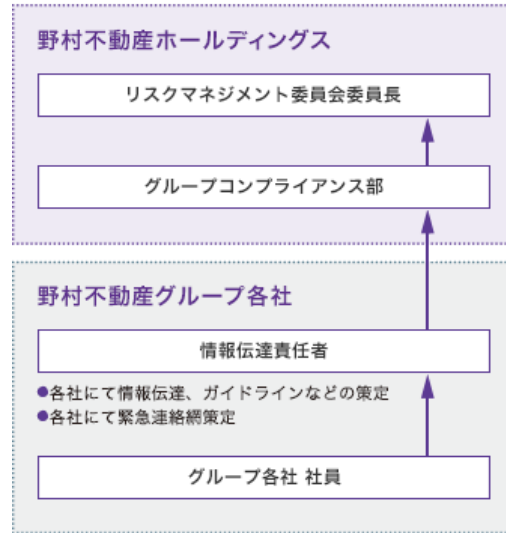
## リスクマネジメント

### 基本的な考え方と体制

#### 「リスク管理規程」の制定

当社グループは、リスクに対して的確に対応し、経営の健全性を確保することが企業の基盤であると考え、リスク管理の基本事項として「リスク管理規程」を定めています。リスクマネジメントの前提としてリスクの把握が重要であり、定期的なモニタリングのみならず、予期せぬ発生事実の速やかな経営陣への状況報告など適時適切な情報伝達ルールを確立しています。

#### 情報伝達のフロー



#### 「リスクマネジメント委員会」の設置

「リスク管理規程」の定めに基づき、グループ各社の総務部門担当役員などから構成する「リスクマネジメント委員会」を野村不動産ホールディングスに設置し、リスクマネジメントを推進しています。同委員会は、原則月1回開催し、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項について審議するとともに、リスク発生時の対応策について協議し、その審議内容を定期的に取締役会に報告しています。

また、同委員会はグループ各社に対して必要な指導・助言・支援を行っており、その一例として、法令順守状況の定期的点検を行っています。宅地建物取引業法、金融商品取引法などの横断的に各社に関わる法令について、順守状況などを点検し是正すべき問題点を指摘することで、法令順守を推進しています。

さらに、グループ各社においても独自にリスクマネジメントに関する会議体を設置するなど、業務内容に応じた適切なリスクの管理に努めています。

#### 「お問い合わせ窓口」の設置

当社グループでは、製品・サービスに不具合が判明した場合の迅速かつ的確な対応を目的として、グループ各社に「お問い合わせ窓口」を設置しています。窓口が集まった情報は、リスクマネジメント委員会に報告することなどにより、社内で情報共有し、再発防止に努めています。

## 緊急時対応・BCP

---

### BCPの策定

当社グループは、首都直下地震を想定した事業継続計画（BCP）を策定し、緊急時の指揮命令系統、事業継続のための任務分担などを定め、災害の影響を最小限にすべく体制を整備しています。

野村不動産パートナーズでは、広域災害緊急要員として管理職が交代で365日、本社近くのホテルに宿泊するなどし、夜間・休日でも緊急時対応に当たれるよう本部要員を確保しています。

### 安否確認訓練の実施

当社グループは、災害発生時の役職員の被災状況と安全を迅速に把握するため、毎年1月17日に、グループ全役職員を対象に、インターネット・携帯電話などを通じた安否確認訓練と緊急時情報伝達訓練を実施しています。2015年1月の参加率は100%となっています。

### 野村不動産グループBCP共同訓練会の実施

「横浜ビジネスパーク（YBP）」において、グループ各社（野村不動産・野村不動産パートナーズ・メガロス・横浜ビジネスパーク熱供給）合同の大規模災害発生を想定した事業継続計画（BCP）対応訓練を実施しました。訓練では、緊急時の指揮命令系統と任務分担の確認、地震対策本部の設置、自衛消防隊の結成、帰宅困難者対策などの対応手順を確認しました。